

# 意見書案第 1 4 号

## 日本の武器輸出の禁止を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日提出

提 出 者	中間市議会議員	柴 田 芳 信
賛 成 者	〃	田 口 澄 雄
〃	〃	田 中 多輝子

## 日本の武器輸出の禁止を求める意見書

安倍政権が2014年4月1日に、武器輸出三原則を撤廃して防衛装備三原則を決定して、武器輸出の禁止から推進の道に踏み出してから3年半が経過しました。

1967年2月佐藤栄作首相の国会答弁は次の通りでした。

- ①共産圏諸国への武器輸出は求められていない
- ②国連決議により武器等の禁止されている国への武器輸出は認められない
- ③国際紛争の当事者または、その恐れがある国への武器輸出は認められない

その後、1976年2月、三木武夫首相が「武器輸出についての政府の統一見解」を公表しています。

- ①三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない
- ②三原則対象地域以外の地域については、武器の輸出を慎む
- ③武器製造の関連装備の輸出については、武器に準じて取り扱う

三木首相は「平和国家としての我が国の立場から、これによって国際紛争などを助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、その輸出を促進することはしない」と当時明言しました。

安倍政権の「武器輸出三原則」

- ①国連安全保障理事会の決議に違反する国や紛争当事者には輸出しない
- ②輸出を認める場合に限定し、厳格審査する
- ③輸出は目的外使用や第三国移転について適性管理が確保される場合に限る

これは「一定の審査を通れば輸出が可能となり、従来からの三原則からの大転換と言える」「従来の三原則での{紛争当事者}になる恐れのある国」は禁輸の対象から外され、従来の三原則にあった「国際紛争の助長回避」という基本理念は明記されていません。

このような状況の中で部品を輸出したPAC2はカタールに第三国輸出がされており、米軍向けの、F15の製造は既に終了していますが輸出用は製造が続けられて、サウジやカタールとの契約も行われています。

各企業が様々な提案活動を行い、それを政府が支援をし、総理を先頭に外国へのトップセールスも行うなど、事実上の国家戦略として進められているというのが実態ではないでしょうか。

憲法9条を持つ日本の国家戦略の基本は平和外交であり、紛争を助長するような武器輸出というものは全く反しており、武器輸出で栄えるような国になってはならないし、武器輸出禁止に立ち戻ることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年12月12日

中 間 市 議 会

衆議院議長	大島 理森	様
参議院議長	伊達 忠一	様
内閣総理大臣	安倍 晋三	様
総務大臣	野田 聖子	様
防衛大臣	小野寺五典	様